

府内初「舞鶴市文化財保存活用地域計画」が認定されました

令和3年7月16日に開催された国の文化審議会で、舞鶴市の文化財保存活用地域計画を認定することが文化庁長官に答申され、認定されました。

制度発足以来、京都府内では京都市と並び初の認定となります。

1. 文化財保存活用地域計画とは

- 文化財の保存・活用に関して、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。
- 文化財の保存・活用に関して市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取り組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を、地域社会総がかりで進めることがねらい。
- 文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）により作成が位置づけられた制度

2. 計画認定について . . . 文化庁報道発表資料（別紙）

3. 計画策定の経緯

舞鶴市では今回の文化財保存活用地域計画の策定に先立ち、文化庁が策定指針を示す「舞鶴市歴史文化基本構想」を平成30年3月に策定しています。この基本構想を具体的なアクション・プランにグレードアップさせたものが今回の「舞鶴市文化財保存活用地域計画」です。

(経過)

- 令和2年度に学識経験者・各種団体代表者等から構成する「舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会」を設置し、計画案を検討。
- パブリック・コメント手続制度に基づき意見募集（令和3年1月8日～2月8日）
- 舞鶴市文化財保護審議会に諮問、同日答申（令和3年3月17日）
- 文化庁に認定申請（令和3年6月28日）

4. 舞鶴市文化財保存活用地域計画の概要 . . . 概要版（別紙）

【お問い合わせ先】

文化振興課：☎0773-66-1019 FAX0773-62-9891 担当：長嶺・松崎（内線1232）
E-Mail：bunka@city.maizuru.lg.jp